

# マイクロバス貸出し

市内で福祉活動を行っている施設・団体等が、福祉活動推進のために団体の目的にそった活発な自主活動を支援するため、社会福祉協議会所有のマイクロバスの貸出を行います。

## 貸出車種及び乗車定員(運転手も含む)

○三菱ローザ 29人乗り

※6歳未満の場合チャイルドシート・ジュニアシートが用意できた場合のみ乗車できます

※当日の乗車人数が15人以上となります。

## 利用できる施設・団体・グループ等

市内で活動している団体で、事業の内容が福祉目的である場合利用できます。

## 利用できる日と時間

○12月29日～1月3日以外の日

○原則として8時30分から17時15分まで。

早朝からの利用、夜間までの利用についてはご相談ください。

○原則1団体の利用は月2回まで

○土、日、祝日の利用の場合、事務局の営業時間内に前もってご連絡ください。

## 運行範囲の制限

バスの運行範囲は静岡県内とし、日帰りとする。

## 運行責任者について

○マイクロバスの貸出しについては、必ず、運行責任者を決定していただき、安全運転に責任を持っていただき、下記の事項をお守りください。

- (1) バスの鍵と運転記録簿を窓口にて受けとってください。
- (2) 出発前の点検
- (3) 運転者の安全運転
- (4) 危険物の持ち込み禁止
- (5) 車内における飲酒及び喫煙行為の禁止
- (6) 使用後の清掃及び点検
- (7) 運行報告書の提出

※マイクロバスの貸し出し事業は、団体への貸出しですので、団体の方が責任を持って行っていただきます。

## 申込み及び貸出の決定

- ①予約の受付は、利用日の6ヶ月前から1ヶ月前までになります。  
バスの空き状況の確認や予約は電話でも可能です。その際、こちらから「予約受付書」に基づき、内容をお伺いさせていただきます。
  - ②「使用申請書」（様式第2号）及び「運行計画書」を提出してください。  
※提出の際には、運行責任者・運転者を必ず決定してください。
- 所定の「使用申請書」を提出していただき、使用が認められる場合に「使用許可書」（様式第6号）を送付します。

## 運転者について

- ①大型自動車免許を有する者（一種で可）
  - ②年齢上の制限は、満70歳を超えて免許更新した者は、その更新満了日+1年とする
- ※運転者が確保できない場合は、運転ボランティアに登録した方をご紹介します。  
申請時にご相談ください。

## キャンセルの場合

- キャンセルの場合は速やかに連絡してください。

## 利用料及び経費

- 給油表に示した条件に基づき、走行距離に対して燃料の補充をしてください。

## 事故の対応について

- 使用中に事故が発生した場合は、必要な措置をとり、速やかに連絡をしてください
- 保険については、当該車両の加入している自賠責保険・自動車保険（任意）の限度内において保険を使用することができます。  
※ 任意保険内容 対人・対物 無制限  
人身傷害5000万円／搭乗者保険500万円
- バスでの移動中以外の事故に付する対応策として、賠償保険（行事用保険又はボランティア活動保険等）に使用団体で加入してください。社協窓口にて受付できます。

### ●社会福祉法人島田市社会福祉協議会

住所：島田市中心街5-1 プラザおおるり1階  
電話：35-6244 FAX：34-3261

### ●かなや事務所

住所：島田市竹下470-2 金谷北地域交流センター  
電話：47-1877

### ●かわね事務所

住所：島田市川根町家山3100  
電話：53-3895 FAX：53-3722